

議案第 2 4 号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）の施行による雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）及び国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）の改正等に準じ、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年岬町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「法令又は条例」の次に「(以下この項において「条例等」という。)」を加え、「与えられた日」の次に「及び条例等により、4 週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の 1 週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

第 10 条第 11 項第 4 号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第 14 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年岬町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 条中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○職員の退職手当に関する条例（昭和38年岬町条例第4号）

新		旧
第1条（略） （退職手当の支給）	第1条（略） （退職手当の支給）	第1条（略） （退職手当の支給）
第2条（略）	第2条（略）	第2条（略）
2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例（以下この項において「条例等」という。）により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（岬町の休日を含め、算入しない。）が20日に満たない日数の場合）にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において、「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（岬町の休日を含め、算入しない。）が20日に満たない日数の場合）にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において、「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。	第2条の2～第9条（略） （失業者の退職手当） 第10条（略） 2～10（略） 11（略）

(1)～(3) (略) (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) (略) 12～13 (略) 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	(1)～(3) (略) (4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) (略) 12～13 (略) 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 15～17 (略) 以下本則 (略) 附 則 1～13 (略) 14 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる
---	---

者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの	者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。	ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。
以下（略）	以下（略）

○職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年岬町条例第17号）（附則第2項関係）

新		旧	
本則（略）	本則（略）	附則	附則
第1条～第11条（略） （退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）	第1条～第11条（略） （退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）	第1条～第11条（略） （退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）	第1条～第11条（略） （退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）
第12条 暫定再任用職員に対する改正後の退職手当条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。	第12条 暫定再任用職員に対する改正後の退職手当条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。	第12条 暫定再任用職員に対する改正後の退職手当条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。	第12条 暫定再任用職員に対する改正後の退職手当条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。